

進路だより

群馬県立しらがね特別支援学校
5月号
令和2年5月22日発行

◆今年度の高等部の校内就業体験・校外就業体験期間は、以下のように計画しています。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、第1回の就業体験（2週間の期間）は9月に予定しています。第1回校外就業体験の希望調査は、6月に実施する予定です。

なお、今後の感染症の状況により、実施期間が変更になる場合もあります。その際は保護者の皆様に速やかに学校より御連絡いたします。

また、高等部3年生の保護者の皆様には6月中に臨時進路保護者会及び個別進路面談を行う予定です。

期間	高等部1年生	高等部2年生	高等部3年生
7月中旬	終日の校内作業体験	終日の校内作業体験	終日の校内作業体験
9月7日から 9月18日	校内就業体験	校内就業体験 第1回校外就業体験	校内就業体験 第1回校外就業体験
1月18日から 1月29日	校内就業体験 校外就業体験	校内就業体験 第2回校外就業体験	校内就業体験 第2回校外就業体験

※新型コロナウイルス感染症拡大の状況により延期する場合があります。

※校外就業体験の実施日数は、実習先の受入状況により決まります。

◆中学部の校内就業体験は、10/19～23、1/18～22に実施。

◆福祉サービス事業所等の利用申込の流れ（高等部3年生対象）

学校 8月末まで	卒業後に 福祉サービス事業所の利用 を希望する生徒が、7月の時点でどの事業所を希望しているのかを調査し、各事業所に連絡をします。それに伴う、 利用見込アンケート を取ります。（7月2日から8月17日締切） *第1希望の事業所に利用が決定するものではありません。見学したい事業所があれば、担任や進路指導主事に遠慮無く御相談ください。
保護者 11月6日まで	居住地の市町村福祉課の「 利用希望申込書 」に希望する事業所の施設名や利用サービスを記載し、申込をします。希望事業所は3か所までです。入所支援を希望する場合も「 支援施設等入所申込書 」の提出をします。
市町村の 福祉課 *障害支援区分認定について	受け付けた「利用希望申込書」に基づき、市町村が各事業所に申込書を提出します。 利用する本人について、80項目の障害支援区分認定を行います。市町村によって実施方法や時期が異なりますので、各市町村福祉課にお尋ねください。
各サービス 支援事業所	12月中旬をめどに、事業所から受入状況が市町村に連絡されます。その後、市町村から保護者と学校に受入の状況が連絡されます。

サービス支援事業所を決定するときや、利用事業所が決定した後の支援等の計画を立てる際、相談支援事業所の相談員の協力が必要です。早い段階で相談支援事業所を決めておくことがよいと思います。